

一般社団法人日本循環器学会
2019年度施行 代議員（社員）選挙要領

2019年6月7日 制定

1. 選挙地区

選挙地区は、支部の9区とする。

2. 定数

- (1) 総選出数は全国で286名とし、全員を選挙により選出する。
- (2) 支部ごとの選出定数は、2019年3月31日（以下、基準日という）現在における2018年度会費納入済みの正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。

◎ 支部選出代議員数（2019年度第1回理事会（2019年6月7日開催）承認）

北海道支部	11名	東北支部	16名	関東甲信越支部	99名
東海支部	29名	北陸支部	8名	近畿支部	58名
中国支部	17名	四国支部	11名	九州支部	37名

- (3) 各支部に専門分野（内科・外科・小児科・その他・女性）を設け、専門分野毎に選出を行う。
- (4) 各支部から選出する代議員数の10パーセント以上は、外科系会員でなければならない。
- (5) 各支部から選出する代議員数の5パーセント以上は、内科・外科以外を専門とする会員であることが望ましい。
- (6) 各支部から選出する代議員のうち、当該支部の正会員数に対する女性会員の割合に応じた人数以上は、女性の正会員から選出しなければならない。ただし、当該割合が1名に満たない場合は選出しなくてもよい。
- (7) 本条(4)(5)(6)に定める人数は、(2)に定める基礎数により、理事会において定める。
- (8) 選出人数合計が25名以上となる支部においては、小児科・その他を別々の枠として選出を行う。25名未満となる支部においては、小児科・その他を纏めて「その他分野（小児科・基礎含む）」として選出を行う。

3. 中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会の設置

- (1) 中央選挙管理委員会は、選挙実施年度の監事のうち一名を委員長とし、それ以外の監事と総務委員長により構成する。
- (2) 支部選挙管理委員会は各支部監事を支部選挙管理委員長とし、委員若干名を定め設置する。

4. 立候補について

[① 被選挙資格]

基準日において、2018年度会費を納入済みの正会員で、立候補した者とする。ただし、就任時（2020年4月1日）に満65歳以上、国籍が海外で海外在住の正会員は資格対象外とする。

[② 立候補の方法]

立候補は、本年6月28日から7月31日までに電子選挙システムを利用し投票する場合は、本システムより、書面投票申請書提出の場合は書面の提出により行う。

[③ 選挙地区変更について]

立候補者の選挙地区は、本会に届け出のある勤務地又は住居のある地区とする。選挙地区の変更を求めるときは、中央選挙管理委員長宛所定のフォーマットに事由と現公示地区及び変更地区を明記し、本年5月31日までに郵送、Faxまたはメール添付にて事務局まで提出すること。

[④ 立候補の取り下げについて]

立候補受付後に取り下げを希望する場合は、8月13日正午までに選挙管理委員会宛にて受け付ける。

[⑤ 女性立候補者について]

女性が専門分野に立候補した場合、同時に女性枠にも立候補することとなる。いずれかのみ限定

することはできない。

5. 立候補者の公示について

- (1) 立候補者名簿は、電子選挙システムおよび、本会ホームページにて、本年8月8日から選挙地区ごとに公示する。
- (2) 資格について疑義の申し立てをするときには、疑義及び事由を付し、公示地区を明記して、立候補者公示期間中に中央選挙管理委員長宛に申請する

6. 投票について

[① 選挙資格]

- (1) 選挙資格者は基準日現在において、支部に所属している2018年度会費を納入済みの正会員とする。なお、支部に属している本学会名誉会員、特別会員及び功労会員はこの規定に拘らず、選挙権を有する。
- (2) 選挙資格者名簿は作成しない。

[② 選挙資格者の確定]

- (1) 選挙資格者は、9支部の選挙地区のいずれかにおいて投票する。
- (2) 選挙資格者の選挙地区は、本年5月31日現在の本会に届け出のある送付先とする。
- (3) 留学中の選挙資格者は、本年5月31日までに希望の選挙地区を中央選挙管理委員会に申告する。申告がない場合、国内連絡先の地区を選挙地区とする。

7. 選挙の施行

[① 施行要項]

- (1) 投票の開始日及び締切日は、理事会で定める。
- (2) 投票は本人限りとする。
- (3) 選挙資格者1名あたりの投票(連記)数は、各支部選挙管理委員会において決定する。
- (4) 立候補者が2の(3)(4)(5)に定める人数以下の場合の選挙においては、当該分野の立候補者について信任投票を行う。投票は信任・不信任の二択とし、無記入については信任とみなす。
- (5) 事前に申請のあった選挙資格者に対しては書面投票とし、申請がない場合には電子選挙システムを使用して投票を行う。
- (6) 女性立候補者について、女性自身の専門分野と、女性枠 の両方に、同一の女性立候補者へ投票を行っても差し支えない。

[② 書面投票]

- (1) 書面投票申請期間は、本年4月26日から5月27日までとし、中央選挙管理委員会は、書面での投票を希望する旨を事前に申請した選挙資格者に対し、投票用紙を送付する。
- (2) 有権者が投票用紙を紛失した場合、再発行は行わない。
- (3) 投票用紙により投票を行う場合、電子選挙システムによる投票を行うことはできない。

[③ 電子選挙システム]

- (1) 中央選挙管理委員会は、書面投票申請がなかった被選挙資格者ならびに選挙資格者に対し、立候補、投票を行うための、電子選挙システムのログイン用IDとパスワードを送付する。
- (2) 有権者がパスワードを紛失した場合、本人から中央選挙管理委員会に申し出ることにより再発行することができる。
- (3) 電子選挙システムにより投票を行う場合、投票用紙による投票を行うことはできない。

8. 当選者及び補欠者の選出

- (1) 選挙の当選者は、得票数の多い上位者から選出する。補欠者の順位も同様とする。
- (2) 選挙での当選順位が同一の場合、順位は年長者を優先とする。
- (3) 7の①の(4)の投票を行う選挙においては、信任票が投票者数の過半数である場合に当選とする。

- (4) 専門分野の当選者が定数に満たない場合には、内科分野の補欠当選者（次点者）を充てる。
- (5) 女性立候補者が専門分野・女性枠の両方で当選した場合、女性枠における当選を優先し、専門分野の次点者を繰り上げる。

9. 選挙結果の報告

- (1) 中央選挙管理委員会は、当選者に就任の意思を確認する。就任の意思がない場合、その当選者は除外し、次点者を繰り上げる。
- (2) 中央選挙管理委員長は会員および理事会に選挙結果を報告する。

10. 代議員の欠員補充

- (1) 65歳定年制による退任および定款による正会員の資格喪失により、代議員に欠員が生じた場合は、随時補充を行う。
- (2) 欠員補充は、退任した代議員と同じ専門分野である、選挙時の補欠当選者（次点者）を充てる。同じ専門分野が全て就任した場合は、内科分野の補欠当選者（次点者）を充てる。
- (3) 補欠の代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。

11. その他

- (1) 選挙に関するお知らせ(各種フォーマットを含む)は本会ホームページ、メールで案内を行う。
- (2) 各種問い合わせは、本会事務局 選挙担当（メール：senkyo@j-circ.or.jp FAX:03-5501-9855）を窓口とする。

以上